



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 三洋工業株式会社
代表者名 取締役社長 菊地 政義
(コード番号:5958 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 原田 実
TEL (03) 3685-3451

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 81 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、当社が求める知見および独立性を有する人材を招聘できるようにするため、会社法第 427 条の規定により、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 27 条（社外取締役の責任限定契約）および第 36 条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。

なお、定款第 27 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 <u>27</u> 条 (社外取締役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 <u>27</u> 条～第 <u>34</u> 条 (条文省略)	第 <u>28</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	第 <u>36</u> 条 (社外監査役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 <u>35</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第 <u>37</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 (予定)

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 (予定)

平成 27 年 6 月 26 日 (金)